## 点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称		道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改 正する政令案		府省名	国土交通省			
根拠となる法令		□法律	■政令	□府省令		□告示	□その他	
		道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案						
規制の区分		■新設等						產止
点検項目		評価の実施状況						課題
規制の目的、内容 及び必要性		■説明あり□説明なし						
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負	担なし	□分析なし	1)
	行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負	担なし	□分析なし	
	その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負	担なし	□分析なし	
	便益の分析	□金銭価値化	□定量化	■定性的	尔記述		□分析なし	
	費用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析  ■	■定性的	な分析	□分析なし	2
代替案	代替案の設定	□設定あり	■7	想定される代替案	なし		□設定なし	
	代替案との 比較	□費用・便益では				■比較なし		
]	レビューを行う 時期又は条件	■設定あり		□設定な	Z L			
<ul> <li>【課題の説明】</li> <li>① 遵守費用 遵守費用について、「太陽光発電設備等(中略)を設置することについて占用許可を申請する者に当該占用許可申請に要する費用が生じる」と記載しているが、評価書記載の他にも発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。具体的には、申請する民間事業者において、太陽光発電設備等の設置に伴い占用料の費用が発生することが想定される。</li> <li>② 費用と便益の関係の分析 費用と便益の関係の分析について、「太陽光発電設備等(中略)を道路の占用許可対象物件として追加することの便益はその費用を上回る」と記載されているが、太陽光発電設備等の設置に伴い占用料を徴収することにより遵守費用が発生すると考えられることから、この点を踏まえて本件規制の緩和によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。</li> </ul>								